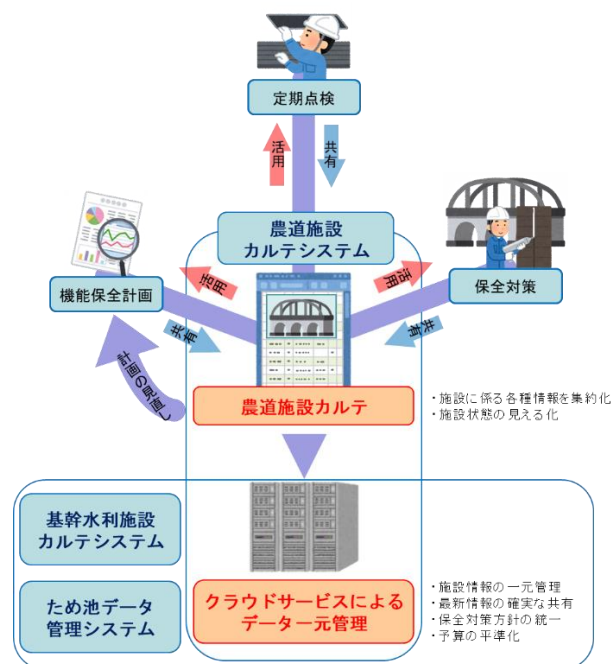


農道施設カルテシステム開発業務仕様書

1 システム概要

県では、「農道施設カルテシステム」（以下、「本システム」という。）をクラウド環境に構築する。施設ごとに管理している農道施設（農道橋および農道トンネル）諸元データを本システムへ移行し、農道施設に関する各種データを連携させた一元管理システムを構築することで、蓄積したデータの効率的な活用を図る。

以下に概要図を示す。



1.1 業務の目的

本業務は、県内の農道施設の適切な保安全管理を推進していくため、農道施設諸元データをクラウド環境に移行し、CSV・帳票出力機能を構築する。更に、農道施設の各種評価結果や対策計画、点検結果など、農道施設に関するデータを紐づけて一元管理することで、農道施設情報の検索・確認が容易になると同時に、関係者間での迅速な情報共有が可能となる。

1.2 業務内容

本業務の範囲は、本システムのうち、一元管理システムの初期設定、動作試験等の構築作業、既存データの移行、及び稼働後（契約期間内）の運用保守業務とする。また、システム導入にあたり、基礎的な使用方法についての操作マニュアルや動画などの資料を作成すること。

1.3 委託者の責任範囲

本業務において、受託者が調達し、又は指示した内容もしくは設定した環境の正常動作および安定動作における責任は、全て受託者が負うものとする。

1.4 納品物

本業務の納品物は以下のとおりとする。ドキュメントとしての納品物は、電子媒体により各1部納品すること。

なお、システムの開発による納品物の所有権、使用許諾権等は、本県に帰属するものとする。ただし、発注時点にて存在するプロダクト等は除く。

	納品物
1	機能要件書(農道施設カルテシステム) (機能要件、パラメータ等)
2	農道施設カルテシステム
3	操作マニュアル(管理者用／利用者用)
4	その他、必要とする資料等

1.5 納品場所

本業務におけるドキュメント類の納品物の納品場所は、岡山県農林水産部農村振興課とする。なお、納品場所までの運搬等については、本業務の範囲とする。

1.6 その他

(1) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めるものの他、疑義等が生じた場合は、速やかに委託者である本県と協議を行い、指示を仰ぐこと。

1.7 担当課・連絡先

岡山県農林水産部農村振興課 旗田、高坂、竹内

所在地 〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

電 話 086-226-7438

メール noson@pref.okayama.lg.jp

2 本システムの要件

2.1 本システムの構成

本システムは、以下の機能から構成する。

- (1) 農道施設諸元データ
- (2) 農道施設諸元の CSV 出力・帳票出力機能
- (3) 一元管理システム

2.2 農道施設台帳の要件

農道施設カルテシステムは、農林水産部耕地課で利用中の基幹水利施設カルテシステム及びため池データ管理システムとイメージを合わせるために、以下の要件を満たすこと。

- (1) 市町村がデータの更新を簡易な方法で行えること。なお、入力様式・項目については県が統一様式を策定する。
- (2) 県は市町村が入力した情報を容易に確認できること。
- (3) 施設の一覧が表示できること。
- (4) 地図上に農道施設の表示ができ、施設名等がポップアップ等で表示できること。
- (5) 地図表示から該当する施設の諸元が容易に表示できること。
- (6) 施設ごとに台帳や写真が格納できること。
- (7) 施設の補修履歴を管理できること。
- (8) 施設台帳を PDF 等に出力できること。
- (9) また、利用にあたり特別なソフトウェアを必要としないこと。
- (10) 農道施設諸元等の項目について、追加や変更を容易に行えること。
- (11) 利用者は、計 10 ユーザー（県保有）を想定している。ユーザー数の変更が必要な場合は、別途、協議する。
- (12) システムの構成をわかりやすいものとし、マニュアルがなくとも操作が可能なこと。
- (13) 既存データを新システムへ移行すること。
 - ① 対象農道施設数は、86 箇所（農道 79 箇所、農道トンネル 7 箇所）
 - ② 現管理データ容量は 547MB
- (14) 一元管理システム・他システム取込のための CSV 出力機能を構築することを見越して、適したシステムを使用すること。
- (15) 将来的に設備評価を行うことのできる拡張性をもたせること。

3 機能修正等

3.1 問合せ対応/修正

- (1) 県からの各種問合せ等には、適宜対応すること。
なお、問合せ時間帯については、平日 9:00～17:00 とする。
- (2) 主な連絡手段はメールを考えているが、電話による問合せにも対応すること。
- (3) 実運用に合わせ、プログラムを適宜修正すること。

3.2 パッチ適用

- (1) システムを構成する各種ソフトウェア等のパッチファイルの適用について、必要に応じてシステムへの影響を調査し、適用を実施すること。
- (2) パッチ適用に当たりシステムの停止等が必要となる場合、その対応について、県と協議すること。

3.3 リソース増強

- (1) システムに登録するデータの容量等が多くなり、動作等に支障をきたす場合には、柔軟に CPU、メモリ、ディスク容量等のスペックの増強を行うこと。
- (2) スペック増強に当たり、システムの停止等が必要となる場合、事前に県と協議し、その指示に従うこと。

4 非機能要件等

4.1 動作環境

- (1) 構築は、パブリッククラウド上で作成することが望ましい。
- (2) パブリッククラウドを使用する場合、国内リージョンのものを使用すること。
- (3) ISMAP やそれに準ずる基準を満たしていること。

4.2 セキュリティ

- (1) ユーザーID、パスワード認証によりシステムが利用できること。
- (2) データごとに、市町村、県で権限を設けられること。
- (3) ログインや操作記録などの追跡調査が可能となるよう、システムのアクセスログや、操作ログ等の証跡が残り、容易に検索できること。
- (4) IP 制限等によりアクセスの制限ができること。
- (5) ISMAP またはそれに準ずるセキュリティを満たしていること。

4.3 バックアップ

システムで扱うデータについては、次の条件によりバックアップを取得し、障害復旧時に速やかにシステム運用を再開すること。

- (1) 日次で取得すること。
- (2) 平日 5 世代以上管理をすること。

5 機密保持

5.1 秘密の保持

受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。

5.2 資料・データの取り扱い

- (1) 受託者は、本県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務以外のために利用（複写及び加工を含む）し、又は第三者に提供してはならない。また、納品物（業務の過程で得られた記録等も含む）を県の許可なく第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受託者は、本業務終了後、速やかに本県から提供された資料等を返還すること。

5.3 作業者の管理

システム構築時の作業等は任命された権限のあるものによってのみ行われること。また、なりすましを防止するため、認証情報は厳重に管理し、推測によるシステム操作も可能な限り行えないように工夫すること。

6 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岡山県条例第50号）、岡山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。